

## 甲府市農業委員会 10月定例総会議事録

1. 日 時 令和4年10月28日（金曜日）午後2時15分から午後3時15分

2. 会 場 甲府市中道公民館

3. 出席委員（19名）

会長・西名武洋 会長職務代理者・柿嶋 敦、米山 夫佐子

### 【農業委員】

1 番 渡邊 初男 2 番 小松 芳彦 3 番 菊島 建 4 番 池田 哲郎  
5 番 落合 洋子 6 番 關野 登 7 番 田中 由美 8 番 後藤 良仁  
9 番 土屋 三千雄 10 番 越石 和昭 11 番 小澤 博 12 番 山村 忠弘  
13 番 雨宮 洋文 14 番 末木 瑞夫 15 番 矢崎 正勝 16 番 塚田 泰英

### 【農地利用最適化推進委員】

1 番 佐々木 茂隆 2 番 萩原 斉 3 番 植田 泰 4 番 山本 光信  
5 番 平澤 友良 6 番 山本 俊一 7 番 杉原 正芳 8 番 松木 正治  
9 番 小池 厚 10 番 二宮 茂徳 13 番 齊藤 藤雄 14 番 金丸 輝男  
15 番 若尾 忠昭 16 番 亀井 智 17 番 池谷 幸男 18 番 長田 茂季

4. 欠席委員

【農業委員】（0名）

【農地利用最適化推進委員】（2名）

11 番 大森 由彦  
12 番 佐野 満

5. 職務のために出席した農業委員会事務局職員の職氏名

事 務 局 長 中村 勝  
農地係 係 長 清野 隆彦  
係 長 青木 進  
主 任 内藤 ひとみ  
振興係 係 長 牧野 公治

6. 議 案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第4号 納税猶予に関する適格者証明願について  
議案第5号 令和4年11月告示分農用地利用集積計画の承認について  
議案第6号 農地等の利用の最適化に向けた農地等の利用調整活動の推進決議書  
(案)  
議案第7号 甲府農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更について

#### 報告案件

- 報告第1号 山梨県農業会議への諮問結果について  
報告第2号 農地法第4条の規定による届出について（市街化区域届出）  
報告第3号 農地法第5条の規定による届出について（市街化区域届出）  
報告第4号 農用地利用集積計画の解約について

午後2時15分 開会

#### ○事務局（清野係長）

それでは、令和4年10月定例総会を始めます。

本日の総会は、農業委員定数19名中19名のご出席をいただき、過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、この会議が成立していることをご報告いたします。

それでは、甲府市農業委員会総会会議規則により、会長が議長を務め会議を進めて参ります。会長よろしく、お願いいたします。

#### ○議長（西名会長）

ただ今から、甲府市農業委員会10月定例総会を、農業委員会等に関する法律、並びに甲府市農業委員会総会会議規則により、会議を進めて参ります。

最初に、10月定例総会の議事録署名委員ですが、議席の順番によると、5番の落合洋子委員と、6番の關野登委員をお願いいたします。

今月も、引き続き新型コロナウイルス予防対策のため、時間短縮に努めて参ります。

先ほど事務局とも打ち合わせをした際に、すべての案件について事前の質問はないとの報告を受けておりますので、本来であれば議案内容について地元委員からのご意見、補足説明を求めるところですが、極力省略させていただき、議事の進行を行いたいと思います。

それでは、先ほど事務局より説明がありましたが、先に議案第7号甲府農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更について、審議いたします。農政課の佐野課長補佐及び平出主任より説明をお願いします。

○農政課（平出主任）

議案の内容に入る前に、簡単に農業振興地域制度の説明をさせていただきます。

農業振興地域制度とは、農地の宅地化など農業以外への利用が進む中で、今後も長期にわたり農業を継続していく地域を明らかにし、計画的に農業を推進していくことを目的とした制度となります。

この制度において、市町村は、農業振興地域整備計画という、おおむね10年先を見据えて、計画的に農地を保全し、農業を推進していく計画を定める必要があり、この計画に位置付けられている農地が、いわゆる「青地」と言われています。

今回の議題は、「随時見直し」という、毎年行われている計画の変更であり、計画に位置付けられている農地を計画から外す、いわゆる「青地」を「白地」にする農地についての説明になります。

また、今年度からは、昨年度の定例総会時にいただいた意見を基に、地区ごとの農地調査や定例総会の際に各案件の内容を事前に説明させていただきましたが、再度、議案として説明させていただきます。

それでは、個々の案件の説明に入ります。

議案の28ページと農用地利用計画変更案件位置図をご用意ください。

それでは、個々の案件の説明に入ります。

1番については、申出者の〇〇さんが、〇〇するものです。

2番については、申出者の〇〇さんが、〇〇するものです。

3番については、申出地と〇〇する〇〇を営む転用事業者が、利用者の〇〇として利用するものです。

4番については、〇〇を営む転用事業者が、〇〇等を置く〇〇として利用するものです。

5番については、〇〇を営む転用事業者が、〇〇等を置く〇〇として利用するものです。

6番については、〇〇を営む転用事業者が、〇〇等を置く〇〇として利用するものです。

7番については、〇〇を営む転用事業者が、〇〇を置く〇〇として利用するものです。

8番については、〇〇を営む転用事業者が、〇〇として利用するものです。

9番については、申出者の〇〇さんが、〇〇するものです。

10番については、申出者の〇〇さんが、〇〇するものです。

11番については、〇〇を営む転用事業者が、〇〇等を置く〇〇として利用するものです。

12番については、〇〇を営む転用事業者が、〇〇等を置く〇〇として利用するものです。

13番については、〇〇を営む転用事業者が〇〇として利用するものです。

14番については、〇〇を営む転用事業者が、〇〇等を置く〇〇として利用するもの

です。

15 番については、〇〇を営む転用事業者が、〇〇等を置く〇〇として利用するものです。

16 番については、〇〇を営む転用事業者が、〇〇等を置く〇〇として利用するものです。

17 番については、〇〇を営む転用事業者が、〇〇等を置く〇〇として利用するものです。

18 番については、〇〇である〇〇が〇〇として利用するものです。

19 番については、〇〇を営む転用事業者が、〇〇として利用するものです。

20 番については、〇〇を営む転用事業者が〇〇等を保管する〇〇として利用するものです。

21 番については、〇〇を営む転用事業者が、〇〇として利用するものです。

22 番については、〇〇を営む転用事業者が、〇〇として利用するものです。

23 番については、〇〇を営む転用事業者が、〇〇として利用するものです。

24 番については、〇〇を営む転用事業者が、〇〇等を置く〇〇として利用するものです。

25 番については、申出地と〇〇する〇〇を営む転用事業者が、〇〇等を置く〇〇として利用するものです。

26 番については、申出地と〇〇する〇〇を営む転用事業者が〇〇等を置く〇〇として利用するものです。

27 番については、申出地と〇〇する〇〇を営む転用事業者が、〇〇を置く〇〇として利用するものです。

以上が個々の案件についての説明になります。

28 番については、申出地と〇〇する〇〇を営む転用事業者が、〇〇等を置く〇〇として利用するものです。

○議長（西名会長）

農政課からの説明が終わりました。ここでご意見がある方はお願いします。

○渡邊委員（滝川地区）

〇〇の関係で、地図を見ると申出地の一部が飛び地になっており〇〇として使用するうえで効率が悪いと思うがいかがでしょうか。

○農政課（平出主任）

飛び地の間の土地については、既に〇〇が現在〇〇として使用している土地であるため、一体的な利用に支障はありません。

○議長（西名会長）

既存の〇〇部分を地図に表記すれば理解しやすいと思いますので、地図を作成する際は記載してください。

○柿嶋職務代理（右左口・上九地区）

〇〇の関係で、農振除外とは直接関係はありませんが、こちらの〇〇は、〇〇等の搬入出を行うための道路を〇〇をした経緯があり、〇〇であります。

こうした事実を踏まえて、今後、こちらの〇〇が農振の除外申請をした際は、〇〇に〇〇いただきたいです。

○議長（西名会長）

この件は農業委員会としても大変〇〇でございます。農政課には、この〇〇に限らず、〇〇についてはしっかり〇〇してもらいたいと思います。他にいかがでしょうか。

○佐々木委員長

〇〇の関係で、こちらの〇〇の〇〇には、国からの補助を受けていた〇〇の方がおり、将来的には申出地で就農して農業生産を行うと思っていましたが、先日〇〇の中で〇〇として〇〇していたことから、〇〇が追いつかない状況です。

○議長（西名会長）

他にはいかがでしょうか。

《 質問・意見なし 》

○議長（西名会長）

はい、それでは皆さんからいただいた意見は農政課担当がしっかり議事録に沿いまして、市長に回答していくということでご決定をさせていただきたいと思います。

それでは、第7号議案についてはご承認いただけますか。

《 異議なし 》

甲府農業振興地域整備計画については決定します。

それでは農政課の職員は退席させていただきます。

○議長（西名会長）

それでは議事を進めて参ります。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について審議いたします。事務局より説明して下さい。

○事務局（青木係長）

今月の第3条許可申請は有償移転が4件ございまして、譲受人はいずれも第3条の資格要件を全て満たしております。

議案書1ページの1番をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲渡人、譲受人については議案書記載のとおりです。

譲受人は、申請地を借地して耕作していたが、これを取得し、営農したいとのことです。

譲受人の現在の経営面積は、〇〇㎡となり、申請地では〇〇を行っております。

議案書1ページの2番をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲渡人、譲受人については議案書記載のとおりです。

譲受人は、〇〇を検討していたところ、申請地が立地条件及び利便性に適していることから、取得し〇〇したいとのことです。

譲受人の現在の経営面積は〇〇㎡ですが、取得後は〇〇㎡となり、申請地には〇〇を行なう計画です。

議案書1ページの3番をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲渡人、譲受人については議案書記載のとおりです。

譲受人は、〇〇を検討していたところ、申請地が立地条件及び利便性に適していることから、取得し〇〇したいとのことです。

譲受人の現在の経営面積は〇〇㎡ですが、取得後は〇〇㎡となり、申請地には〇〇を行なう計画です。

議案書2ページの4番をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲渡人、譲受人については議案書記載のとおりです。

譲受人は、〇〇を検討していたところ、申請地が立地条件及び利便性に適していることから、取得し〇〇したいとのことです。

譲受人の現在の経営面積は〇〇㎡ですが、取得後は〇〇㎡となり、申請地には〇〇を行なう計画です。

以上でございます。

○議長（西名会長）

事務局から説明が終わりました。この案件についても事前にご意見、ご質問の報告は受けておりませんが、何かありましたらお願いします。

《 質問・意見なし 》

○議長（西名会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、賛成の方は挙手をしてください。

《 全員挙手 》

○議長（西名会長）

ありがとうございました。

全員の方の賛成の挙手をいただきましたので議案第 1 号については、決定し、許可書の交付をしております。

つぎに、議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について審議いたします。事務局より説明して下さい。

○事務局（青木係長）

今月の 4 条許可申請は 1 件ございます。

議案書 3 ページの 1 番、地図は 1 ページの 4 条 No. 1 をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、申請人については、議案書記載のとおりです。

農地区分は、第 3 種農地と判断しました。

申請者は、〇〇であり、〇〇が平成〇〇年に、申請地を農地法の許可を得て、〇〇に転用し、使用していましたが、〇〇したことから、今回、その旨が記載された〇〇による申請となります。

以上でございます。

○議長（西名会長）

事務局から説明が終わりました。この案件についても事前にご意見、ご質問の報告は受けておりませんが、何かありましたらお願いします。

《 質問・意見なし 》

○議長（西名会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について、賛成の方は挙手をしてください。

《 全員挙手 》

○議長（西名会長）

ありがとうございました。

全員の方の賛成の挙手をいただきましたのでこの議案第 2 号については、1000 m<sup>2</sup>以上ですので許可相当ということで県農業会議に諮問して参ります。

つぎに、議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について審議いたします。

事務局より説明して下さい。

○事務局（青木係長）

今月の5条許可申請は所有権移転が9件、賃貸借が2件、使用貸借が1件、計12件となります。

議案書4ページの1番、地図は2ページの5条No.1をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲渡人、譲受人については議案書記載のとおりです。  
農地区分は、第2種農地と判断しました。

譲受人は、申請地〇〇側の〇〇であり、〇〇なため、申請地を取得し、〇〇として利用したいとのことです。

転用後は〇〇する予定となっております。

続きまして議案書2番、5ページ3番、4番は、関連案件になります。

地図は、3ページの5条No.2、No.3、No.4をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲渡人、譲受人については議案書記載のとおりです。  
農地区分は、第3種農地と判断しました。

譲受人は、〇〇で〇〇しており、申請地の〇〇を〇〇として利用しており、利用者の〇〇が〇〇なため、申請地を取得し、〇〇の〇〇として利用したいとのことです。

転用後は全部で〇〇する予定となっております。

続きまして、議案書5ページ5番、6ページ6番は関連案件になります。

地図は4ページの5条No.5、No.6をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲渡人、譲受人については議案書記載のとおりです。  
農地区分は、第2種農地と判断しました。

譲受人は、〇〇で〇〇しており、令和〇〇年〇〇月に、申請地の〇〇側を農地転用の許可を得て、現在、〇〇を行っているが、〇〇が狭いため、申請地を取得し、〇〇を拡幅したいとのことであります。

転用後は、〇〇する予定となっております。

なお、この案件につきましては転用面積が2ha超えの県許可案件であることから、許可権者は県知事になっており、計画変更の申請も併せて提出されております。

続きまして、議案書7番、地図は5ページの5条No.7をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、貸人、借人については議案書記載のとおりです。

農地区分は、第3種農地と判断しました。

借人は、〇〇で〇〇しており、現在の〇〇なため、〇〇が不足し探していたところ、申請地が立地条件及び利便性に適していることから、賃借し〇〇に転用したいとのことです。

続きまして、議案書8番、地図は6ページの5条No.8をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲渡人、譲受人については議案書記載のとおりです。  
農地区分は、第2種農地と判断しました。

譲受人は、〇〇し、申請地〇〇側の土地を〇〇として利用しており、〇〇を拡張するため、申請地を取得し、〇〇に転用したいとのことです。

続きまして、議案書 7 ページ 9 番、地図は 7 ページの 5 条 No. 9 をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲渡人、譲受人については議案書記載のとおりです。

農地区分は、第 2 種農地と判断しました。

譲受人は、申請地〇〇側で〇〇等の事業を行っているが、事業の拡大に伴い、〇〇が不足し探していたところ、申請地が立地条件及び利便性に適していることから、申請地を取得し、〇〇に転用したいとのことです。

続きまして、議案書 10 番、地図は 8 ページの 5 条 No. 10 をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、貸人、借人については、議案書記載のとおりです。

農地区分は、第 2 種農地と判断しました。

借人は、現在、〇〇に居住し、〇〇を営んでいるが、〇〇となったため、申請地を使用貸借し、〇〇したいとのことです。

転用後は〇〇する予定です。

続きまして議案書 11 番、地図は 9 ページの 5 条 No. 11 をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲渡人、譲受人については議案書記載のとおりです。

農地区分は、第 1 種農地と判断しました。

譲受人は、申請地〇〇側で〇〇しており、〇〇に伴い、〇〇になったため、申請地を取得し、〇〇に転用したいとのことです。

続きまして議案書 8 ページ 12 番、地図は 10 ページの 5 条 No. 12 をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲渡人、譲受人については議案書記載のとおりです。

農地区分は、第 3 種農地と判断しました。

譲受人は〇〇で〇〇しており、令和〇〇年〇〇月に、申請地の〇〇を農地転用の許可を得て、〇〇として利用しているが、〇〇するため、申請地を取得し、〇〇に転用したいとのことです。

なお、この案件につきましては転用面積が 2 h a 超えの県許可案件であることから、許可権者は県知事になっており、計画変更の申請も併せて提出されております。

続きまして議案書 13 番、地図は 11 ページの 5 条 No. 13 をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲渡人、譲受人については議案書記載のとおりです。

農地区分は、第 1 種農地の農用地区域内農地の不許可の例外と判断しました。

譲受人は、申請地〇〇側で〇〇しており、〇〇により申請地を〇〇として利用するとのことですが、平成〇〇年から〇〇使用してきたことから、今回、〇〇による申請となります。

続きまして議案書 14 番、地図は 12 ページの 5 条 No. 14 をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、貸人、借人については、議案書記載のとおりです。

農地区分は、第 1 種農地と判断しました。

借人は、申請地及び〇〇で〇〇しており、申請地の一部を〇〇に転用したいとのことです。

以上でございます。

○議長（西名会長）

事務局から説明が終わりました。議案第 3 号についても、ご意見等はいただいておりますが、特別何かありましたらお願いいたします。

○相川・池田地区（山本委員）

議案の 2 番から 6 番までの〇〇とあるのはどういう〇〇ですか。

○事務局（青木係長）

これは〇〇です。

○議長（西名会長）

他にはいかがでしょうか。

《 質問・意見なし 》

○議長（西名会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、賛成の方は挙手をしてください。

《 全員挙手 》

○議長（西名会長）

ありがとうございました。

全員の方の賛成の挙手をいただきましたので議案第 3 号については、決定します。この議案のうち、1000 m<sup>2</sup>以上の案件については、許可相当ということで、県農業会議に諮問して参ります。それ以外の案件は 1000 m<sup>2</sup>未満ですので許可書を交付して参ります。つぎに、報告第 1 号から第 3 号について、事務局より説明して下さい。

○事務局（青木係長）

それでは、報告事項の説明をいたします。まず議案書 9 ページをご覧ください。先月の総会案件のうち、農地法 5 条の申請について山梨県農業会議へ諮問をした結果、許可相当との答申を受けました。

10 ページからは令和 4 年 9 月 15 日から令和 4 年 10 月 6 日までに受理しました市街化区域における各種の届出を掲載しております。

なお、それぞれの転用目的や農地の所在、届出人等につきましては、議案書に記載のとおりであり、受理通知につきましては、事務局長の専決により交付済みとなっております。

以上でございます。

○議長（西名会長）

事務局からの説明が終わりました。

報告第1号から第3号につきましては、報告事項ですので、ご了承願いたいと思います。

つづいて、議案第4号 納税猶予に関する適格者証明願いについて審議いたします。  
事務局より説明して下さい。

○事務局（清野係長）

議案書の15ページをご覧ください。

議案第4号、納税猶予に関する適格者証明願いについて説明します。

農地の所在、地目、面積及び申請者、相続人、被相続人については、議案書記載のとおりです。

農業者であった被相続人より令和〇〇年〇〇月〇〇日に、相続人が議案書にある農地を相続しました。

申請人は相続した農地について引き続き耕作をしていくということで、〇〇月〇〇日に相続税の納税猶予に関する適格者証明願いを提出してきたところです。

このため、〇〇月〇〇日に地元農業委員の菊島委員、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

申請地は申請者の自宅に〇〇し、〇〇をおこなっております。

また、申請人は以前から被相続人と〇〇とともに農業を行っており、今後も耕作を継続していくとのことでした。

以上の事から、申請人については相続税の納税猶予に関する適格者であると判断いたしました。

以上、ご審議お願いいたします。

○議長（西名会長）

事務局から 説明が終わりました。

議案第4号についても、特にご質問の報告は受けておりませんので、採決させていただきます。

議案第4号 納税猶予に関する適格者証明願いについて、賛成の方は挙手をしてください。

《 全員賛成 》

ありがとうございました。

全員の方の賛成の挙手をいただきましたので議案第 4 号については、適格者証明書の交付をして参ります。

つぎに、議案第 5 号令和 4 年 11 月告示分 農用地利用集積計画についてと、関連がありますので、報告第 4 号 農用地利用集積計画の解約については一括して審議いたします。

なお、審議に先立ち、議案第 5 号の所有権移転 1 番の案件は、小松委員が関係する案件、利用権設定 6 番の案件は矢崎委員が関係する案件、利用権設定 13 番の案件は小澤委員が関係する案件ですので、農業委員会法第 31 条の規定に基づく議事参与の制限により、当該事案の審議の折にはご退席をお願いいたします。また、審議終了後は、再びご着席をお願いいたします。

それでは議案第 5 号のうち、所有権移転 1 番と利用権設定 6 番、13 番を除いた案件及び報告第 4 号について、事務局より説明してください。

#### ○事務局（牧野係長）

それでは議案第 5 号の説明をいたします。

農地銀行を利用する案件は、所有権移転 1 件、新規設定 3 件、再設定 10 件、計 14 件の申し出がありました。

議案書 16 ページの表は、所有権移転です。

甲運地区からの申出がありまして、面積は 2,302 m<sup>2</sup>です。

議案書 18 ページの表は、新規設定です。

千代田・中道北・中道南地区からの申し出があり、合計面積は 7,142 m<sup>2</sup>です。

中段の表は、令和 4 年度の目標面積 113,400 m<sup>2</sup>に対し、設定面積は 90,680 m<sup>2</sup>、達成率は 80%です。

続いて 19 ページの表は、再設定です。

里垣・甲運・山城・中道北地区からの申し出があり、合計面積は 22,567 m<sup>2</sup>です。

中段の表、令和 4 年度の目標面積 280,700 m<sup>2</sup>に対し、設定面積は 75,566 m<sup>2</sup>、達成率は 27%です。

20 ページ 1 番から 21 ページ 3 番は新規設定です。

21 ページ 4 番は再設定です。

21 ページ 5 番から 24 ページ 13 番は再設定の更新です。

補足説明が必要となる、所有権移転、新規就農者の案件を読み上げさせていただきます。また、17 ページ 1 番、22 ページ 6 番、24 ページ 13 番は委員案件となっていますので、後ほど審議をお願いします。

新規就農者の案件を説明します。

20 ページ 1 番をご覧ください。

貸し手、借り手、所在、地目、面積、利用目的、貸借期間については、記載のとおり

りです。

借り手は、〇〇にお住まいの〇〇歳で、過去に〇〇や〇〇で〇〇を勉強されました。現在は〇〇からは離れていますが、〇〇を中心に農業経営を始めたいと思い、就農することになりました。当該農地では、〇〇などの露地栽培が可能な〇〇を栽培し、〇〇に出荷予定です。これから補助金を活用して鳥獣用侵入防止柵を設置することです。年間 180 日農業に従事する予定であり、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項による要件を満たしております。

その他につきましては、議案書記載のとおりです。耕作に供すべき農用地のすべてを効率的に利用し、耕作に必要な農業に常時従事しているなど、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項による要件を満たしております。

引き続き、農用地利用集積計画の解約の報告です。議案書 25 ページから 26 ページをご覧ください。

今月は 5 件の解約となります。解約の内容、理由は、記載のとおりです。

解約の届けが提出されましたので報告いたします。以上です。

#### ○議長（西名会長）

事務局から説明が終わりました。

所有権移転や新規就農者及び法人などが関係する案件若しくは特殊な案件について、原則、説明をいただくこととしております。

それでは、利用権設定の 1 番の案件について、千代田地区末木委員から補足説明をお願いします。

#### ○千代田地区（末木委員）

事務局の説明のとおりです。この方に会いまして、この方の〇〇の情熱を感じております。ただ、情熱だけでは駄目で、〇〇を作るのであれば、〇〇を長年作っている知り合いに相談し、経験豊富な方の意見を参考にして栽培するようにとアドバイスをしたところであります。よろしくご審議のほどよろしくをお願いします。

#### ○議長（西名会長）

ありがとうございました。

地元委員より説明が終わりました。こちらでも事前にご質問の報告は受けておりませんが、特別ありましたらお願いいたします。

《 質問意見無し 》

それでは、採決をいたします。

議案第 5 号の案件のうち所有権移転の 1 番と利用権設定の 6 番、13 番を除いた案件について、賛成の方は、挙手をしてください。

《 全員賛成 》

ありがとうございます。全員の方の賛成の挙手をいただきましたので、議案 5 号のうち所有権移転の 1 番と利用権設定の 6 番、13 番を除いた案件について決定して参ります。

また、報告第 4 号については、報告事項ですので、ご了承いただきたいと思います。

それでは、小松委員のご退席をお願いします。

【 小松委員 退席 】

つづきまして、議案第 5 号のうち、所有権移転の 1 番について審議いたします。事務局より説明してください。

○事務局（牧野係長）

17 ページ 1 番をご覧ください。

譲渡人、譲受人、所在、地目、面積、利用目的については、記載のとおりです。譲受人は、〇〇在住の〇〇歳で年間に 300 日間、農業に従事しており、〇〇で〇〇㎡を耕作しています。

譲受人が借りて耕作していた農地を、今後も耕作を続けるため、移転することとなりました。利用目的は、〇〇です。

譲受人は、認定農業者の認定を受けており、耕作に供すべき農用地のすべてを効率的に利用しております。

これらを踏まえ、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項による要件を満たしております。

○議長（西名会長）

それでは、所有権移転の 1 番の案件について、玉諸地区 雨宮委員から補足説明をお願いします。

○玉諸地区（雨宮委員）

今まで〇〇さんが借りていた〇〇を〇〇するということですので、なんら問題はないと思いますけれども、よろしくご審議のほどよろしくお願いします。

○議長（西名会長）

地元委員から説明が終わりました。

こちら事前にご質問等ありませんでしたので、採決をいたします。

議案第 5 号のうち、所有権移転の 1 番の案件について、賛成の方は、挙手をしてください。

《 全員賛成 》

ありがとうございます。

全員の方の賛成の挙手をいただきましたので、この案件について、決定して参ります。

それでは、小松委員はご着席をお願いします。

つづきまして、矢崎委員のご退席をお願いします。

【 矢崎委員 退席 】

つづきまして、議案第 5 号のうち、利用権設定の 6 番の案件について審議いたします。事務局より説明してください。

○事務局（牧野係長）

議案書 22 ページ 6 番をご覧ください。

貸し手、借り手、所在、地目、面積、利用目的、貸借期間については、議案書記載のとおりです。

これらを踏まえ、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項による借手の要件を満たしております。以上です。

○議長（西名会長）

事務局から説明が終わりました。

こちらも事前にご質問等ありませんでしたので、採決をいたします。

議案第 5 号のうち、利用権設定の 6 番の案件について、賛成の方は、挙手をしてください。

《 全員賛成 》

ありがとうございます。

全員の方の賛成の挙手をいただきましたので、この案件について、決定して参ります。

それでは、矢崎委員はご着席をお願いします。

つづきまして、小澤委員のご退席をお願いします。

【 小澤委員 退席 】

つづきまして、議案第 5 号のうち、利用権設定の 13 番の案件について審議いたします。事務局より説明してください。

○事務局（牧野係長）

議案書 24 ページ 13 番をご覧ください。

貸し手、借り手、所在、地目、面積、利用目的、貸借期間については、議案書記載のとおりです。

これらを踏まえ、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項による借手の要件を満たしております。以上です。

○議長（西名会長）

事務局から説明が終わりました。

こちらでも事前にご質問等ありませんでしたので、採決をいたします。

議案第 5 号のうち、利用権設定の 13 番の案件について、賛成の方は、挙手をしてください。

《 全員賛成 》

ありがとうございます。

全員の方の賛成の挙手をいただきましたので、この案件について、決定して参ります。

それでは、小澤委員はご着席をお願いします。

つぎに、議案第 6 号 農地等の利用の最適化に向けた農地等の利用調整活動の推進決議書（案）について審議いたします。

それでは、事務局より説明してください。

○事務局（牧野係長）

令和 4 年度農地等の利用の最適化に向けた利用調整活動推進要領に記載があるとおり、平成 28 年 4 月 1 日に施行された改正「農業委員会等に関する法律」により「農地等の利用の最適化の推進」が必須業務となりました。

その後、本年 2 月には、「農地等の利用調整活動」のより具体的な目標の樹立や目標に沿った活動が求められています。

このことを踏まえ、農地等の利用の最適化に向けた「農地等の利用調整活動」を定め、委員等による農地等の利用調整活動を全県的に推進するものとされました。

農業会議から送付されました「令和 4 年度農地等の利用の最適化に向けた利用調整活動推進要領（令和 4 年 10 月）」では、その内容として、「決議の実施」を求めている、

「委員の意思統一を行う」としています。

そこで、ご審議をいただきたい決議文を今回の総会に付議させていただきました。  
議案書 27 ページの議案第 6 号をご覧ください。

こちらは（案）となっております。

朗読をもって付議をさせていただきます。

農地等の利用の最適化に向けた農地等の利用調整活動の推進決議書（案）

平成28年4月に施行された改正農業委員会法により農地等の利用の最適化の推進が農業委員会の必須活動となり、施行5年後の見直しを経て、本年2月に農林水産省が発出した「ガイドライン通知」では、農業委員・農地利用最適化推進委員による農家、農業法人及び新規参入希望者等の意向を踏まえた農地等の利用調整活動のより具体的な目標の樹立と目標に沿った活動の公表が求められている。

更に、令和5年4月から施行される「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律」においては、市町村は「地域計画」の策定・実行に向けて取り組むことが法定化され、農業委員会活動では、農地の出し手・受け手の意向や遊休農地・所有者不明農地の把握と情報提供、現況地図・目標地図素案の作成、地域の話し合いへの参加などが委員等の役割として明確化されている。

そこで、本農業委員会では別紙の「令和4年度農地等の利用の最適化に向けた利用調整活動推進要領」に基づき、引き続き、地域における農地等の利用調整活動を強力に推進することを決議する。令和4年10月28日甲府市農業委員会  
以上です。ご審議のほど、お願いいたします。

○議長（西名会長）

事務局から説明が終わりました。

こちら事前にご質問の報告は受けておりませんが、特別ありましたらお願いいたします。

〈 質問意見無し 〉

それでは、採決をいたします。

議案第 6 号の案件に、賛成の方は、挙手をしてください。

〈 全員賛成 〉

ありがとうございます。全員の方の賛成の挙手をいただきましたので決議書について、決定して参ります。案の削除をお願いします。

以上で、予定している案件は全て終了しましたが、他に何かありましたらお願いします。

○滝川地区（渡邊委員）

農業もこれからは企業の参入に移行してくると思いますが、現在、〇〇で農業法人がどのくらいあるのか、参入する企業がどのくらいあるのかという情報があれば教えてください。

○議長（西名会長）

事務局で説明をお願いします。

○事務局（牧野係長）

農地利用適格化法人の数ですが、〇〇でございます。

○滝川地区（渡邊委員）

その〇〇の法人の資料を見たいんですが。

○事務局（牧野係長）

はい、〇〇の法人のリストがございますので、後日皆様に提示させていただきます。

○議長（西名会長）

他にはいかがでしょうか。

《 特に無し 》

皆様のご協力で短時間で終わることができましたことに感謝いたします。

#### 【5. 総会閉会の宣言】

以上をもちまして、10月定例総会を終了いたします。  
お疲れ様でした。

午後3時15分 閉会